

こ 成 環 第 266 号
令和 7 年 6 月 24 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

妊婦のための支援給付事業の実施について

今般、別紙のとおり「妊婦のための支援給付事業実施要綱」を定め、令和 7 年 4 月 1 日から実施することとしたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村長（特別区を含む。）に対する周知につき配慮願いたい。

別 紙

妊婦のための支援給付事業実施要綱

1 目的

子ども・子育て支援法（令和6年法律第47号。）の妊婦のための支援給付を実施するために必要な体制整備を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が円滑な給付や効率的な運用を図ることを目的とする。

2 事業内容

本事業は以下のとおりとし、内容については別添による。

- （1）クーポン等の支給に係る委託経費（別添1）
- （2）妊婦のための支援給付のための事務費（別添2）
- （3）自治体間情報連携に係るシステム改修費（別添3）

3 経費の補助

本事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助することができるものとする。

ただし、法令等に基づき他から国庫補助金が交付される事業は補助対象から除外するものとする。

4 事業計画等

2の事業内容の各号の費用に係る事業を実施する場合には、別に指定する期日までに事業計画等をこども家庭庁に提出するものとする。

別添 1

クーポン等の支給に係る委託経費

1 実施目的

妊婦のための支援給付（出産・子育て応援給付金も含む）を現金その他確実な支払方法とクーポン等の支給方法を併用して実施する場合に補助することを目的とする。

クーポン等とは、クーポン券・ギフト券（電子含む）の他、地域のデジタル通貨や現物の支給など、市町村の創意工夫による支給とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県または市町村とする。

ただし、都道府県及び市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

3 実施内容

（1）都道府県

都道府県は、管内市町村の全部または一部が広域的かつ電子的に実施するための人員体制を整えるとともに、プラットフォーム等を整備して市町村の給付の支援を行う。

（2）市町村

市町村は、クーポン等の支給を行う。

なお、クーポン等での支給は、希望された受給者が実際に現金の受渡はしないが受領した5万円の現金をクーポン等に交換することの同意を得たうえで支給する。

4 留意事項

・都道府県及び市町村は、クーポン等の用途について、妊婦・子育て世帯のニーズに対応する観点から、地域の実情を踏まえつつ、適切かつ幅広い分野及び品目となるよう留意する。

・クーポン等で支給する市町村は、現金またはクーポン等の選択肢を申請者に明示したうえで選択させること。併せて、5万円の現金をクーポン等として受取ることの同意を得ること。

別添 2

妊婦のための支援給付のための事務費

1 実施目的

妊婦のための支援給付（出産・子育て応援給付金も含む）を現金その他確実な支払方法で支給するための事務費を補助することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村とする。

3 実施内容

市町村は、子ども・子育て支援法に基づく、妊婦給付認定者に対して、内閣府令に定める支払の方法により妊婦支援給付金を支払う。

4 その他

本経費は、現金支給のための主に人件費及び振込手数料を想定しているものであり、別途定めるその他の対象経費も補助対象とするが、事業計画書及び対象経費の内訳書等の調書により明確に示されたものを審査のうえ、予算の範囲内で補助する。

なお、支給に係るシステムの構築費・改修費の関係費用は補助対象外とする。

別添 3

自治体間情報連携に係るシステム改修費

1 実施目的

妊婦支援給付金の受給者情報等の自治体間情報連携を円滑に行うため、データ標準レイアウトの改版に伴うシステム改修を行い、社会保障・税番号制度を活用した情報連携を推進することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村とする。

ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

3 実施内容

妊婦支援給付金の受給者情報等の円滑な把握に向けて、社会保障・税番号制度に係る情報連携のために、データ標準レイアウトの改版に対応するシステム・プログラム改修等を行う。

4 留意事項

本経費は、実施内容に係る費用のみを補助するものであり、システム改修に付随して生じる実施目的外の費用は対象とできないため、事業計画書及び対象経費の内訳書等の調書により明確に示されたものを審査のうえ、予算の範囲内で補助する。